

## チャイルドシート貸出事業

「チャイルドシートを借りたいのだけど・・・。」

野田市に住所があって6歳未満の幼児を養育している方で自動車の運転免許を持っていてチャイルドシート装着可能な自動車を使用している方なら借りられるよ！



「どこで借りられるの？」

野田市社会福祉協議会（野田市総合福祉会館内 電話 04-7124-3939）で借りられます。関宿方面は野田市社会福祉協議会出張所（野田市関宿福祉センターやすらぎの郷内 電話 04-7196-8341）でも貸出しているよ。

「里帰り出産した孫に借りたいのですが・・・。」

野田市に住所がある、里帰り等で6歳未満の幼児と一時的に同居し、自動車の運転免許を持っていてチャイルドシート装着可能な自動車を使用している祖父母の方などもかりられます！ただし短期貸出になるので貸し出した日から3ヶ月以内で借りることができるよ。

「料金はかかるの？」

無料だよ！ただしクリーニング及びメンテナンス料の一部負担金として返却時に1,000円がかかるよ。  
また、貸出期間中の点検や損傷などの修復や・返却時の付属品等の欠品などは利用者の負担になるから大切に使用、保管してね！

「申請に必要なものは？」

用意してきてもらうのはチャイルドシートを取り付ける車の車検証の写し・取り付けた車を運転する人の運転免許証の写し、認印の3つだよ。忘れないでね！  
後は窓口にある申請書と利用誓約書を記入して提出します。  
※申請者と運転者が違う時は申請者の保険証等で住所確認をさせてもらうよ

僕達が生まれる前の予約は出来ないんだ。  
生まれてから申請に行ってね。

